
霞台厚生施設組合
新広域ごみ処理施設整備・運営事業
審査講評
(素案)

平成 29 年 月

霞台厚生施設組合新処理施設
事業者選定委員会

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業 審査講評
目 次

第1 事業概要（入札公告時）	1
1 事業名称	1
2 公共施設の概要等	1
3 事業期間	1
4 事業方式	2
5 事業範囲	2
第2 審査方法等	3
1 入札の方法	3
2 落札者決定までの経過	3
3 霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会の設置	4
4 選定委員会の開催経過	4
5 落札者決定の手順	5
6 審査手順	6
第3 最優秀提案者選定結果	9
1 資格審査	9
2 提案書の基礎審査	9
3 提案書の定量化審査及び提案書に関するヒアリング	9
4 入札価格の定量化審査	14
5 総合評価値の算出	14
6 最優秀提案者の選定	14
第4 総評	15

第1章 事業概要

1 事業名称

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業

2 公共施設の概要等

(1) 名称

(仮称) 霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設

(2) 建設予定地

項目	概要
計画地所在地	茨城県小美玉市高崎 1824 番地 399 ほか
敷地面積	約 34,000 m ²

(3) 施設の概要

施設の種類	概要	
ごみ焼却施設	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ方式）
	処理能力	215 t/日（107.5 t/24h × 2 炉）
	処理対象物	燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、破碎可燃物、選別可燃物
リサイクルセンター	処理方式	破碎設備 : 破碎、機械選別、貯留 選別設備 : 手選別、圧縮梱包、貯留 ストックヤード : 保管
	処理能力	破碎設備 : 20 t/日（5h） 選別設備 : 2 t/日（5h） ストックヤード : -（保管のみ）
	処理対象物	破碎設備 : 粗大ごみ、燃えないごみ、缶類、金属、使い捨てライター、スプレー缶等の簡易破碎後の残渣 選別設備 : ペットボトル ストックヤード : びん類、蛍光管、乾電池等

3 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間 : 事業契約締結日から約 23 年 6 ヶ月間とする。

設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

運営期間 : 平成 33 年 4 月 1 日から平成 53 年 3 月 31 日までの 20 年間とする。

4 事業方式

霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、（仮称）霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。霞台厚生施設組合（以下「組合」という。）は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

また、組合は、本施設を35年間にわたって使用する予定であり、事業者は、35年間の使用を前提として本事業を実施する。

5 事業範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務

- ア 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- イ 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。
- ウ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(2) 運營業務

- ア 運営事業者は、組合と締結する運營業務委託契約に基づき、一般廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運營業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務等を行う。
- イ 運営事業者は、受入対象物の受入及び計量を行うとともに、住民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、組合の規定に即した処理手数料の徴収を代行する。なお、処理手数料は、組合の収入とする。
- ウ 運営事業者は、ごみ焼却施設を運転することによって発生する余熱を利用して発電等を行うことにより、本施設内で有効利用する。運営事業者は、余剰電力を第三者に販売するものとするが、余剰電力に係る収入については、組合の帰属とする。
- エ 運営事業者は、ごみ焼却施設より発生した主灰又は飛灰を施設内に適切に貯留・保管し、組合に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担う。
- オ 運営事業者は、リサイクルセンターから発生した破碎可燃物及び選別可燃物をごみ焼却施設に搬送し、焼却処理する。
- カ 運営事業者は、本施設から発生した資源物を施設内に適切に貯留・保管し、組合に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担う。
- キ 運営事業者は、本施設から発生した不燃残渣、処理不適物及びやむを得ず持ち込まれた処理困難物について、ストックヤード等に適切に貯留・保管し、組合に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担う。
- ク 建設事業者又は運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、組合と連携して適切な対応を行う。
- ケ 運営事業者は、本施設の見学希望者等について、組合と連携して適切な対応を行う。

第2章 審査方法等

1 入札の方法

入札の方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札方式により実施した。

2 落札者決定までの経過

落札者決定の経過は、表1のとおりである。

表1 落札者決定の経過

日 時	内 容
平成29年 2月 1日 (水)	入札公告 入札説明書等の公表・配布
平成29年 2月 1日 (水) ～ 2月 17日 (金)	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
平成29年 3月 2日 (木)	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
平成29年 3月 9日 (木)	参加資格確認申請書類の受付
平成29年 3月 16日 (木)	参加資格確認結果の通知
平成29年 3月 23日 (木)	参加資格確認結果に関する説明要求の受付
平成29年 3月 23日 (木) ～ 3月 29日 (水)	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
平成29年 4月 14日 (金)	対面的対話の実施
平成29年 4月 25日 (金)	対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
平成29年 5月 29日 (月)	入札提案書類の受付
平成29年 7月 25日 (火)	提案書に関するヒアリング、審査
平成29年 7月 25日 (火)	開札
平成29年 7月 25日 (火)	最優秀提案者の選定
平成29年 月 日	落札者の決定
平成29年 月 日	落札者の公表

3 選定委員会の設置

提案審査は、公平性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、学識経験者等7名の委員により構成される霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行った。

[委員の構成]

委員長	荒井 喜久雄	公益財団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
副委員長	藤田 昌史	茨城大学工学部 都市システム工学科 准教授
委員	河井 紘輔	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員
委員	松隈 健一	石岡市副市長
委員	林 利家	小美玉市副市長
委員	横瀬 典生	かすみがうら市副市長
委員	酒井 和二	茨城町副町長

4 選定委員会の開催経過

本事業の事業者選定における選定委員会の開催経過は、表2のとおりである。

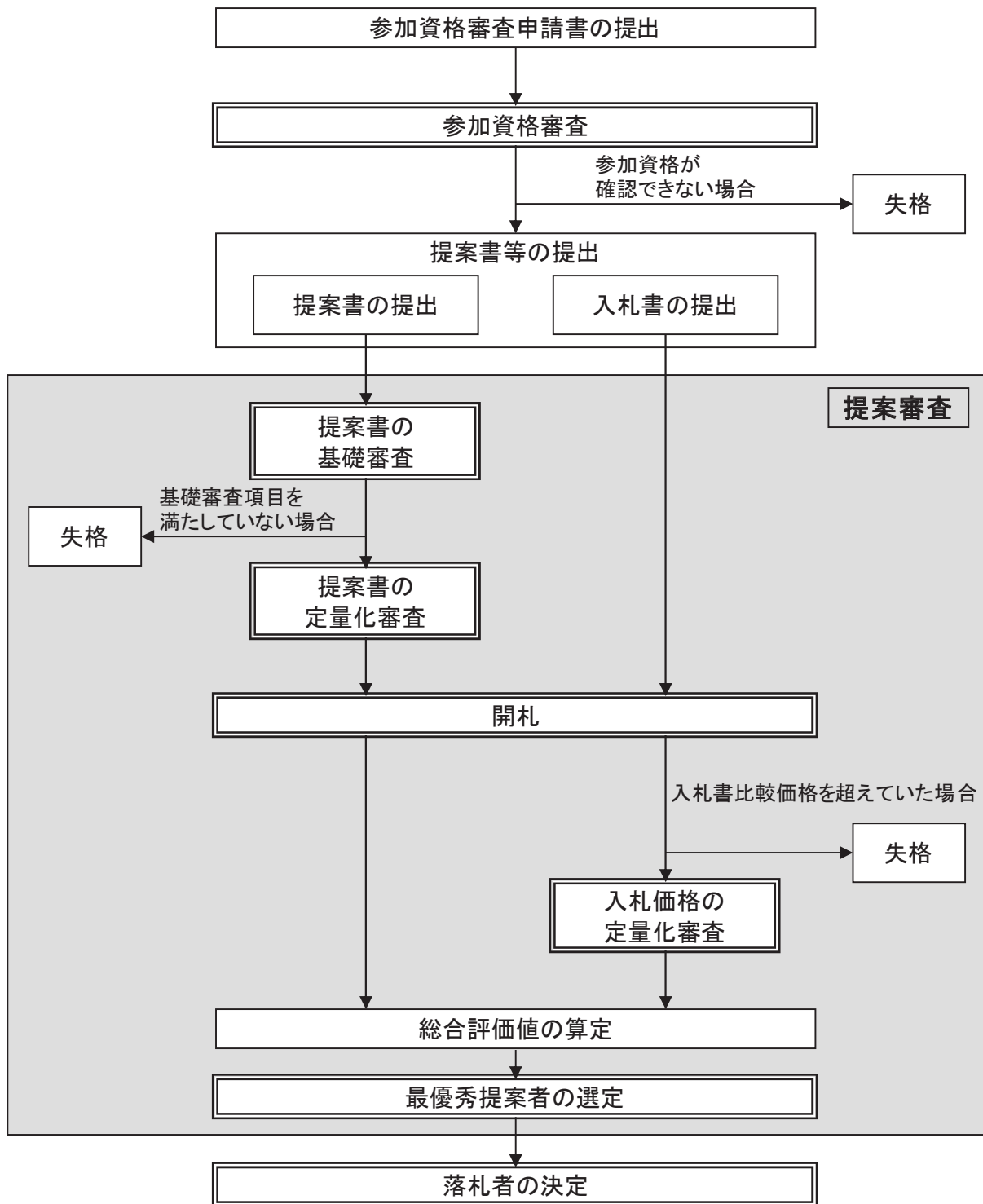
表2 選定委員会の開催経過

日 付	内 容
平成29年 4月 27日 (木)	第1回選定委員会 (委員会スケジュールと審査の流れに関する説明)
平成29年 5月 16日 (火)	先進地視察(委員研修) (船橋市北部清掃工場)
平成29年 7月 4日 (火)	第2回選定委員会 (提案書の基礎審査、提案内容に係る意見交換)
平成29年 7月 25日 (火)	第3回選定委員会 (事業者ヒアリング、提案書の定量化審査、開札、入札価格の定量化審査、最優秀提案者の選定、審査講評の審議)

なお、本事業の事業者選定に先立ち、霞台厚生施設組合は新処理施設整備検討委員会により、地方自治法施行令第167条の10の2第4項、地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づく「2人以上の学識経験者の意見」を聴取し、落札者決定基準を策定した。

5 落札者決定の手順

落札者決定の手順については、図1のとおりである。



※最優秀提案者を選定する委員会の事務は図中網掛け部分

図1 落札者決定の手順

6 審査手順

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを事務局において確認する。

(2) 提案審査

ア 提案書の基礎審査

選定委員会は、提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。確認内容は、表3のとおりである。

表3 確認内容

確認項目	内 容
提案書等の確認	・ 提出された提案書等がすべて揃っていること。
提案書の基礎審査	・ 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。 ・ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。 ・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

イ 提案書の定量化審査

(ア) 審査項目及び配点

選定委員会は、表4に示す審査項目及び配点に対し、提案書等に記載された内容について審査する。

表4 審査項目及び配点

審査項目				NO.	配点
大項目	中項目	小項目	細目		
1 設計・建設工事及び運営・維持管理に関する事項					40点
	(1) 環境に配慮した施設				11点
	ア 環境保全	① 公害防止基準を満足するための取組み		1	4点
		② 地球温暖化対策		2	1点
	イ 環境学習計画	① 見学者対応及び環境学習計画		3	3点
	ウ 景観	① 景観		4	3点
	(2) 資源循環に配慮した施設				7点
	ア エネルギーの有効活用	① 発電量		5	4点
	イ 資源化及び最終処分	① 残渣量		6	3点
	(3) 安全性の確保及び安定稼働に配慮した施設				22点
	ア 配置動線計画	① 屋外配置動線計画		7	3点
		② 屋内配置動線計画		8	3点
	イ 施設の安全性	① 災害時の安全確保		9	2点
		② 火災・爆発対策		10	2点
	ウ 施設の安定稼働	① 処理システムの信頼性		11	4点
		② 基本性能の維持		12	4点
		③ トラブルの未然防止及び事後対策		13	2点
		④ 搬入・搬出管理		14	2点
2 事業計画に関する事項					20点
	(1) 組織体制				4点
	組織体制	① 組織体制・人員配置計画		15	4点
	(2) 経営計画・事業収支計画				6点
	事業収支計画	① 経営計画及び事業収支計画策定の考え方		16	3点
		② 事業の継続性に係る担保		17	3点
	(3) リスク管理方法				3点
	リスクの管理及び対処方法	① リスク管理及びセルフモニタリング		18	3点
	(4) 地域貢献				7点
	地域経済及び地域社会への配慮	① 地元企業の活用と地元雇用		19	5点
		② 地域への社会貢献		20	2点
3 入札価格に関する事項					40点
	(1) 入札価格			21	40点

(イ) 事業提案に関する得点化方法

提案を求めている審査項目においては、表5に示す5段階評価により審査を行い、各委員が個別に行った評価の平均値により得点化を行う。なお、選定委員会は、最終的な審査を下す前に、提案書に関するヒアリングを実施し、提案内容の確認等を行う。

表5 審査基準

評価	審査基準	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において優れているとは認められない	配点×0.0

ウ 入札価格の定量化審査

入札価格の定量化審査においては、入札価格について、表6に示す得点算定式により、入札価格を構成する設計・建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価のそれぞれを得点化する。

なお、定量化限度額は、入札書比較価格を構成する設計・建設業務に係る内訳額（消費税及び地方消費税を含まない）の●%～●%範囲（範囲は開札時に発表）から、開札時に入札参加者によるくじ引きにより決定する。

表6 入札価格の得点算定式

<p>○入札価格を構成する設計・建設業務に係る対価</p> <p>【最低入札価格(設計・建設業務に係る対価) > 定量化限度額の場合】</p> $\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の入札価格(設計・建設} \\ \text{業務に係る対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right) = 15 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格(設計・建設業務に係る対価)}}{\text{入札価格(設計・建設業務に係る対価)}} \right)$ <p>【最低入札価格(設計・建設業務に係る対価) ≤ 定量化限度額の場合】</p> $\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の入札価格(設計・建設} \\ \text{業務に係る対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right) = 15 \text{点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格(設計・建設業務に係る対価)}} \right)$ <p>※入札価格(設計・建設業務に係る対価)が定量化限度額以下の入札参加者の得点=15点満点</p> <p>○入札価格を構成する運営業務に係る対価</p> $\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の入札価格(運営業務} \\ \text{に係る対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right) = 25 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格(運営業務に係る対価)}}{\text{入札価格(運営業務に係る対価)}} \right)$

エ 総合評価値の算出

表7に示す算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

表7 総合評価値の算出方法

$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{提案書の定量化審査の得点} \end{array} \right) + \left\{ \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \\ \left(\begin{array}{l} \text{入札価格(設計・建設業務に係る} \\ \text{対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{入札価格(運営業務に係る} \\ \text{対価)の定量化審査の得点} \end{array} \right) \end{array} \right\}$
--

第3章 最優秀提案者選定結果

1 資格審査

平成29年2月1日に入札公告を行い、平成29年3月9日に参加表明書及び参加資格審査申請書を受け付けたところ、以下の2グループから申請があった。

組合は参加資格の確認を行い、平成29年3月16日に代表企業に対し、入札参加資格を有することを書面にて通知した。

表8 参加表明書及び参加資格審査申請書等提出グループ

グループ名	ゆりグループ	あじさいグループ
代表企業		
構成員		
協力企業		

なお、選定委員会による審査にあたっては、審査の公平性を期すため、提案書等すべての書類において各グループの企業名は伏せ、表8のグループ名で識別して審査を行った。

2 提案書の基礎審査

平成29年5月29日までに入札参加資格を有する2グループより提案書等が提出された。

提出された提案書等をもとに基礎審査項目に沿って基礎審査を行った。提案書等を提出した2グループは、いずれも組合が要求する水準を満足していること等が確認されたため、基礎審査に合格しているものと認められた。

3 提案書の定量化審査及び提案書に関するヒアリング

選定委員会は平成29年7月25日に提案書の定量化審査を行った。審査に際しては、提案書に関する入札参加者による説明（プレゼンテーション）及び委員による提案内容に対する質疑（ヒアリング）を実施し審査を行った。

定量化審査の審査項目について、適確な提案がなされているかの審査を行い、提案書に関する得点化を行った。なお、評価は、組合の要求する水準を満たしたうえで、より優れた提案に対して評価を行う加点方式である。

審査結果を表9に示す。

表 9 提案書の定量化審査の得点結果

		審査項目		配点	ゆりグループ	あじさいグループ
大項目	中項目	小項目	細目			
1		設計・建設工事及び運営・維持管理に関する事項		40点		
		(1)環境に配慮した施設		11点		
		ア 環境保全	① 公害防止基準を満足するための取組み	4点		
			② 地球温暖化対策	1点		
		イ 環境学習計画	① 見学者対応及び環境学習計画	3点		
		ウ 景観	① 景観	3点		
		(2)資源循環に配慮した施設		7点		
		ア エネルギーの有効活用	① 発電量	4点		
		イ 資源化及び最終処分	① 残渣量	3点		
		(3)安全性の確保及び安定稼働に配慮した施設		22点		
		ア 配置動線計画	① 屋外配置動線計画	3点		
			② 屋内配置動線計画	3点		
		イ 施設の安全性	① 災害時の安全確保	2点		
			② 火災・爆発対策	2点		
		ウ 施設の安定稼働	① 処理システムの信頼性	4点		
			② 基本性能の維持	4点		
			③ トラブルの未然防止及び事後対策	2点		
			④ 搬入・搬出管理	2点		
2		事業計画に関する事項		20点		
		(1)組織体制		4点		
		組織体制	① 組織体制・人員配置計画	4点		
		(2)経営計画・事業収支計画		6点		
		事業収支計画	① 経営計画及び事業収支計画策定の考え方	3点		
			② 事業の継続性に係る担保	3点		
		(3)リスク管理方法		3点		
		リスクの管理及び対処方法	① リスク管理及びセルフモニタリング	3点		
		(4)地域貢献		7点		
		地域経済及び地域社会への配慮	① 地元企業の活用と地元雇用	5点		
			② 地域への社会貢献	2点		
提案書の定量化審査の得点 計				60点		

提案書に関する各審査項目における講評は、表 10 のとおりである。

表 10 各審査項目の講評

審査項目		講評
1 設計・建設工事及び運営・維持管理に関する事項		
(1) 環境に配慮した施設		
ア 環境保全	① 公害防止基準を満足するための取組み	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	② 地球温暖化対策	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
イ 環境学習計画	① 見学者対応及び環境学習計画	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
ウ 景観	① 景観	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
(2) 資源循環に配慮した施設		
ア エネルギーの有効活用	① 発電量	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
イ 資源化及び最終処分	① 残渣量	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
(3) 安全性の確保及び安定稼働に配慮した施設		
ア 配置動線計画	① 屋外配置動線計画	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	② 屋内配置動線計画	・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。

審査項目		講評
イ 施設の安全性	① 災害時の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	② 火災・爆発対策	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
ウ 施設の安定稼働	① 処理システムの信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	② 基本性能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	③ トラブルの未然防止及び事後対策	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	④ 搬入・搬出管理	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
2 事業計画に関する事項		
(1) 組織体制		
組織体制	① 組織体制・人員配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
(2) 経営計画・事業収支計画		
事業収支計画	① 経営計画及び事業収支計画策定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
	② 事業の継続性に係る担保	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。
(3) リスク管理方法		
リスクの管理及び対処方法	① リスク管理及びセルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 各グループとも、・・・・・・を評価した。 〇〇グループについては、・・・・な提案がなされている点を評価した。

審査項目		講評
(4) 地域貢献		
地域経済及び地域社会への配慮	① 地元企業の活用と地元雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○○グループについては、・・・・・・な提案がなされている点を評価した。
	② 地域への社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各グループとも、・・・・・・を評価した。 ・ ○○グループについては、・・・・・・な提案がなされている点を評価した。

4 入札価格の定量化審査

提案書等を提出した各入札参加者の立会いのもとで平成 29 年 7 月 25 日に開札を行い、予定価格の範囲内であることを確認した。

選定委員会は、開札結果の報告を受け、入札価格の定量化審査に関する得点化を行った。得点化の結果は、表 11 のとおりである。

表 11 入札価格の定量化審査の得点結果

項目	配点	ゆりグループ	あじさいグループ
代表企業名	—		
入札価格（税抜）	—	円	円
設計・建設業務に係る対価	—	円	円
運營業務に係る対価	—	円	円
入札価格の定量化審査の得点	40点	点	点
設計・建設業務に係る対価の得点	15点	点	点
運營業務に係る対価の得点	25点	点	点

※ 入札価格（設計・建設業務に係る対価）の定量化限度額：●●●●●円（消費税及び地方消費税額を含まない）

5 総合評価値の算出

平成 29 年 7 月 25 日に「提案書の定量化審査の得点」、「入札価格の定量化審査の得点」を加算して、表 12 のとおり総合評価値を算出した。

表 12 総合評価値の算出結果

入札参加者		提案書の定量化審査の得点 (A)	入札価格の定量化審査の得点 (B)	入札価格（税抜）		総合評価値 (A) + (B)
受付グループ名	代表企業名			対入札書比較価格	対入札書比較価格	
ゆりグループ		点	点	円	%	点
あじさいグループ		点	点	円	%	点

6 最優秀提案者の選定

選定委員会は、上記の結果に基づき「●●●●グループ（代表企業：●●●●）」を最優秀提案者として選定した。

第4章 総評

霞台厚生施設組合（石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町）は、組合が保有する3つ焼却施設の老朽化に伴い、茨城県が推奨する広域ブロックに基づき、施設の統合・集約化による効率的かつ環境負荷低減に資する施設として、広域処理を推進する施設の整備を計画してきた。事業方式については、これまでの既存施設で採用してきた公設公営方式から、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な設計・建設業務と、安全で効率的かつ効果的な運営・維持管理業務を実施することを目的として、施設の設計・建設及び運営・維持管理を一括して事業期間を通して発注するDBO(Design-Build-Operate)方式を採用した。

本事業では、組合構成市町の循環型社会形成を担う中核施設として、環境と安全に配慮し、長期的な視点からコスト削減と安定的運営を図るとともに、組合構成市町の住民、事業者が安全かつ快適に活用できる施設であること、環境学習の拠点として利用できる施設であること等に配慮した整備・運営を行うことが求められている。

このような背景を踏まえ、選定委員会は、総合評価一般競争入札により最優秀提案者を選定するに当たって、透明性、公平性に最大限配慮し、事業者選定のための審査を実施した。

今回、入札に参加した2グループの提案は、いずれも本事業の目的や各業務の内容について組合が要求する水準を上回る提案内容であった。2グループにおいては、提案内容が多岐にわたることから、提案書の作成において多大な労力及び費用負担があったことが想定される。そうしたなかで提案をまとめた応募者の熱意及び姿勢に敬意を表するとともに、深く感謝する。

審査においては、提案書及び入札価格に対して厳正なる審査を行った結果、〇〇〇〇を代表企業とする〇〇〇グループを最優秀提案者として選定するに至った。

〇〇〇グループの提案に対しては、.....点が特に高く評価された。

選定委員会の審議において、上記の事項を評価する一方で、〇〇〇グループの提案内容に対して、以下に示す配慮・要望事項が挙げられた。

- ①.....すること。
- ②.....すること。
- ③.....すること。
- ④.....すること。
- ⑤.....すること。

最後に、事業期間を通じて組合と〇〇〇グループが良きパートナーとなり、地域との信頼関係を築きながら本事業を計画的かつスムーズに推進することを希望する。同グループは、組合が要求する水準を上回る提案であるが、上記の配慮・要望事項について入札及び契約の公平性を妨げない範囲において本事業をより良いものとするために組合と十分な協議を行い、真摯な対応に努め、今後の事業期間にわたり質の高い公共サービスを提供するよう期待する。

平成29年 月

霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会 委員長 荒井 喜久雄